

議第16号

三島市森林整備基金条例案

(設置)

第1条 森林の整備及びその促進に関する施策に要する経費に充てるため、三島市森林整備基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 毎年度、基金として積み立てる額は、予算の定めるところによる。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、第1条に規定する経費の財源に充て、又はこの基金に編入するものとする。

(処分)

第5条 市長は、第1条に規定する経費の財源に充てる場合に限り、基金の全部又は一部を処分することができる。

(繰替運用)

第6条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和2年2月18日提出

三島市長 豊 岡 武 士